

台東区都市計画マスタープラン

(中間のまとめ)の概要

- 第1章：都市計画マスタープランとは. P 1
- 第2章：台東区の現況. P 2
- 第3章：台東区が目指すべきまちの姿. P 4
- 第4章：分野別まちづくり方針. P 8
- 第5章：地域別まちづくり方針. P 16
- 第6章：まちづくりの実現に向けて. P 23

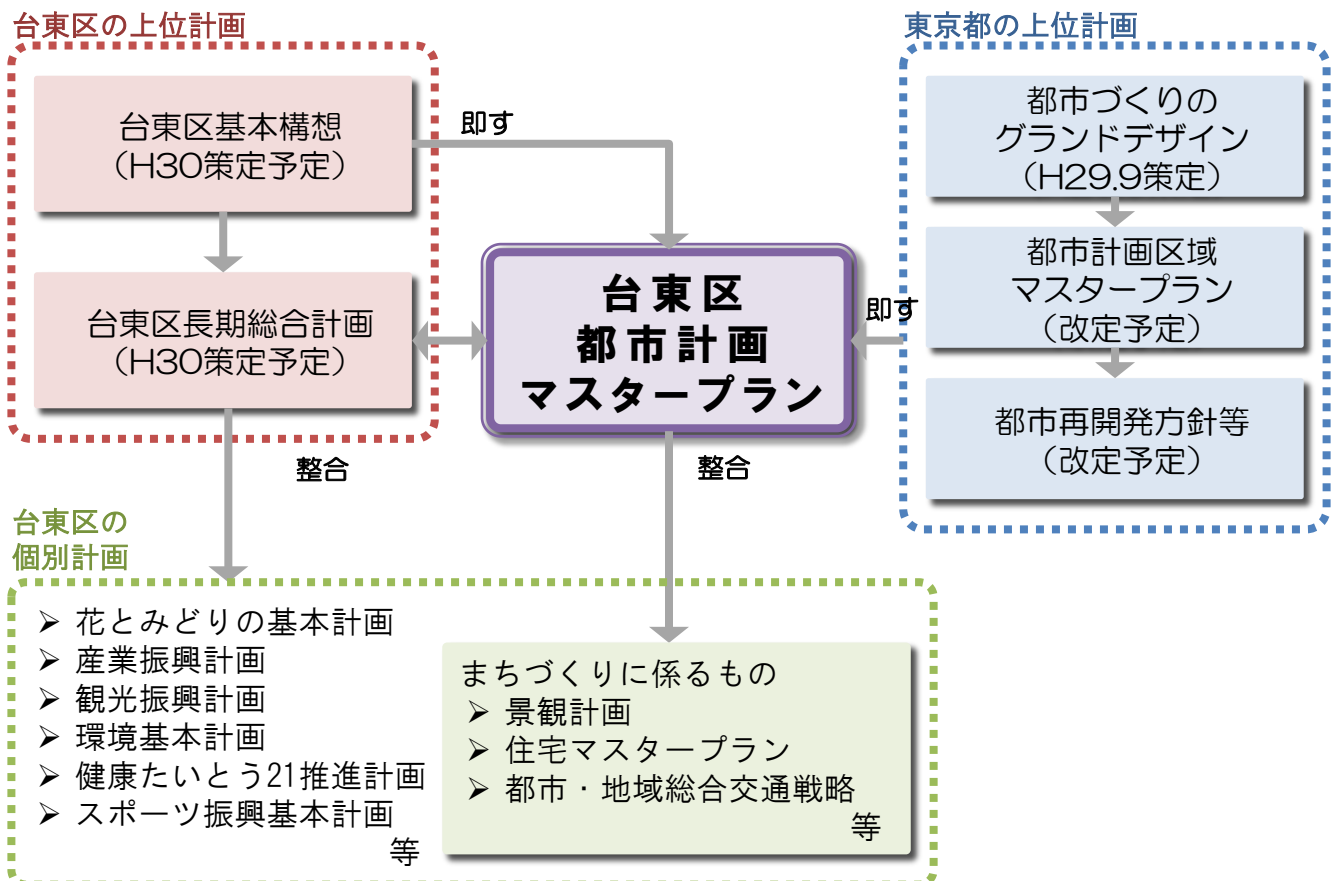
第1章 都市計画マスタープランとは

1 背景・役割・計画期間(本編P1-2)

- 土地利用の変化や産業構造の変化、国際化の進展など、台東区を取り巻く社会状況が変わりつつある。
- また将来的な少子・高齢化や人口減少への対応、環境・エネルギー問題への取組み、暮らしの安全・安心の充実、多様な価値観・生活様式への対応も求められている。
- さらに今後は、AI（人工知能）や自動運転技術、エネルギー・環境技術などの技術革新が進み、都市活動にも影響を与えることが想定される。
- そこで様々な都市課題や社会・経済状況の変化に対応し、**20年後の台東区のまちの将来像を示す**ため、新たな都市計画マスタープランを策定する。

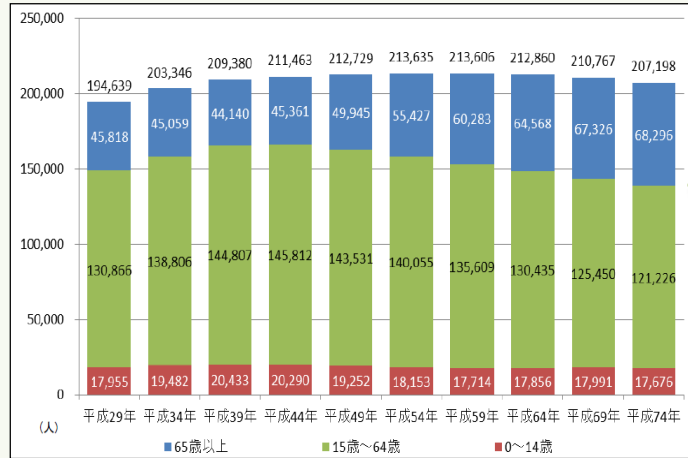
2 位置付け(本編P1-3)

- 都市計画マスタープランは、区の基本構想及び東京都の都市計画区域マスタープランに即して定められる。（都市計画法第18条の2）



住む

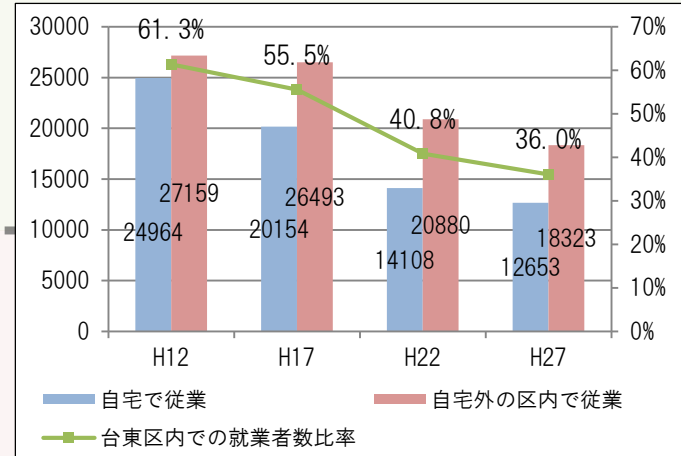
年齢3区分別の人口推計



台東区基本構想策定にともなう人口推計調査

人口は平成50年代まで増加傾向、将来的には少子高齢化が進む推計

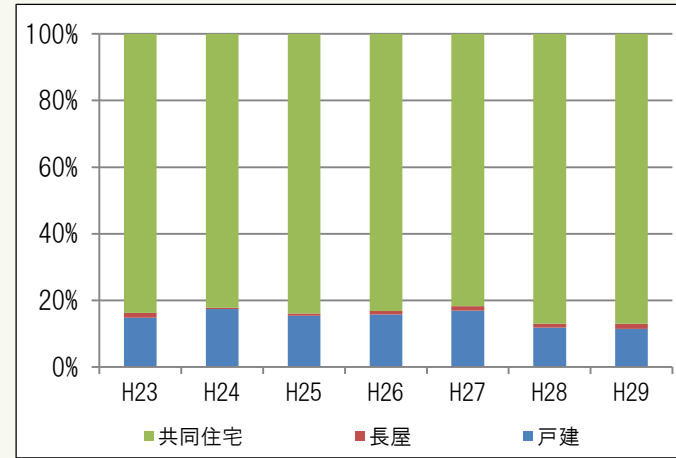
区内常住の15歳以上就業者に占める区内就業者の推移



国勢調査より作成

昼間人口比率は減少、区内に在住し就業する人の割合も減少

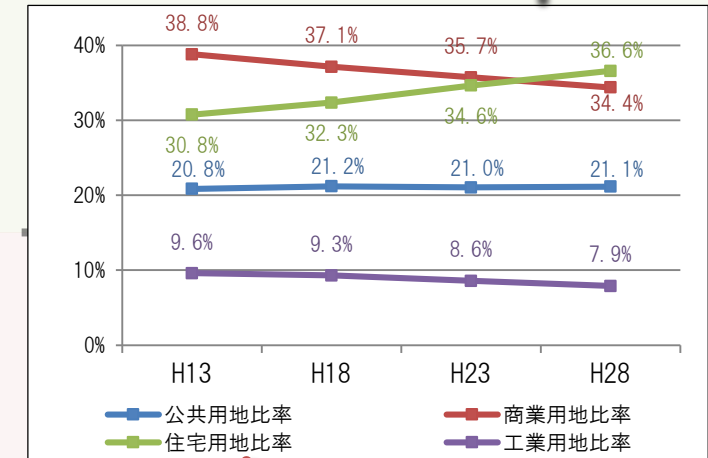
建て方別住宅戸数の割合推移



住宅着工統計調査より作成

近年の住宅は共同住宅の建設が主流、住宅系の土地利用比率が増加

土地利用比率の推移



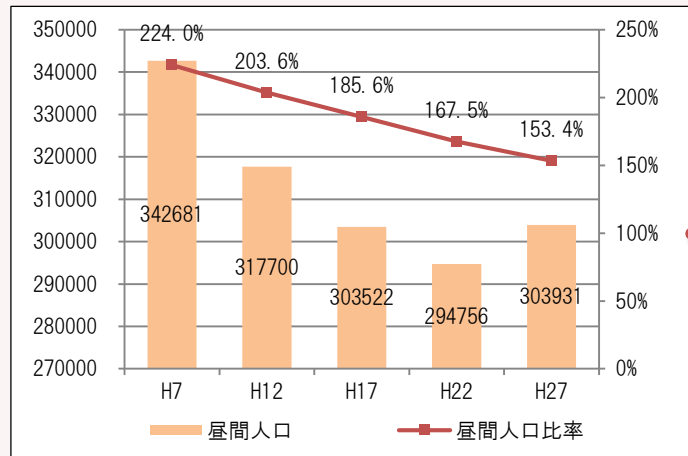
東京都土地利用現況調査より作成

商業系の土地利用比率は減少、各種事業所数も減少傾向

通勤・通学等で台東区を訪れる人は減少

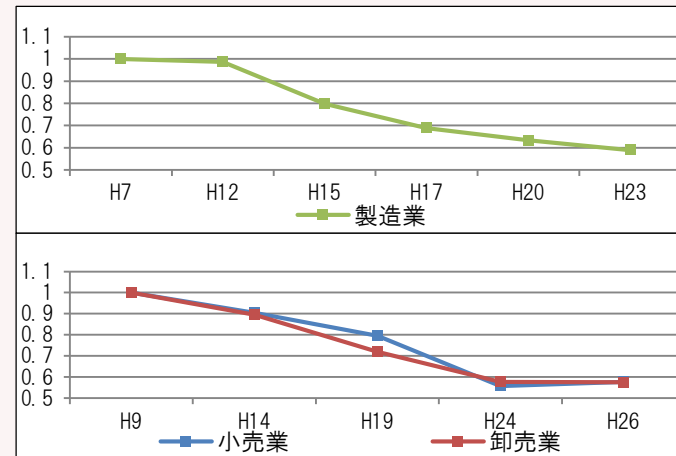
働く

昼間人口・昼間人口比率の推移



国勢調査より作成

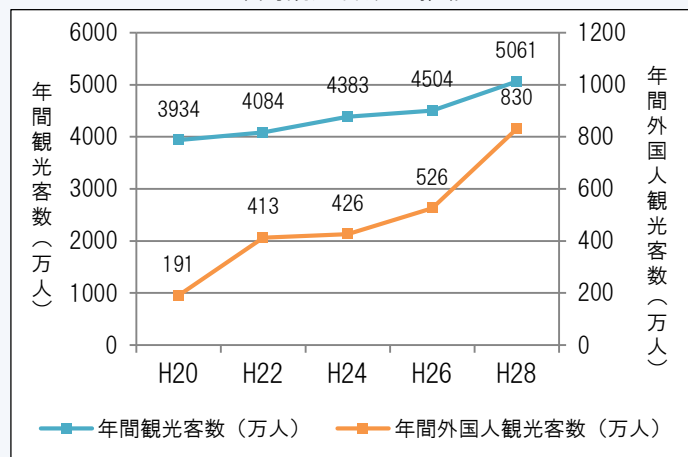
事業所数の推移 (上: 製造業 / 下: 小売業・卸売業)



東京都商業統計調査より作成

訪れる

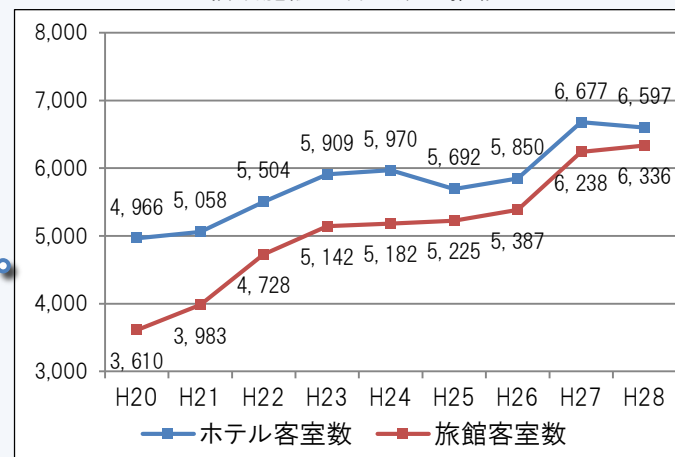
年間観光客数の推移



台東区観光統計マーケティング調査より作成

観光客数・宿泊施設客室数はいずれも増加

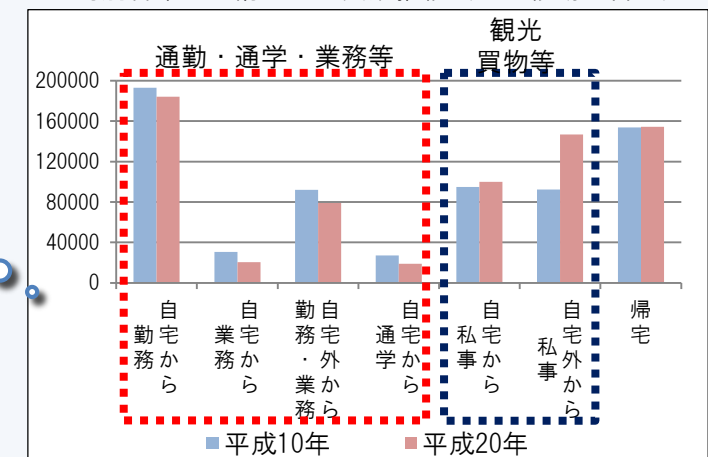
宿泊施設の客室数の推移



東京都福祉・衛生統計年報より作成

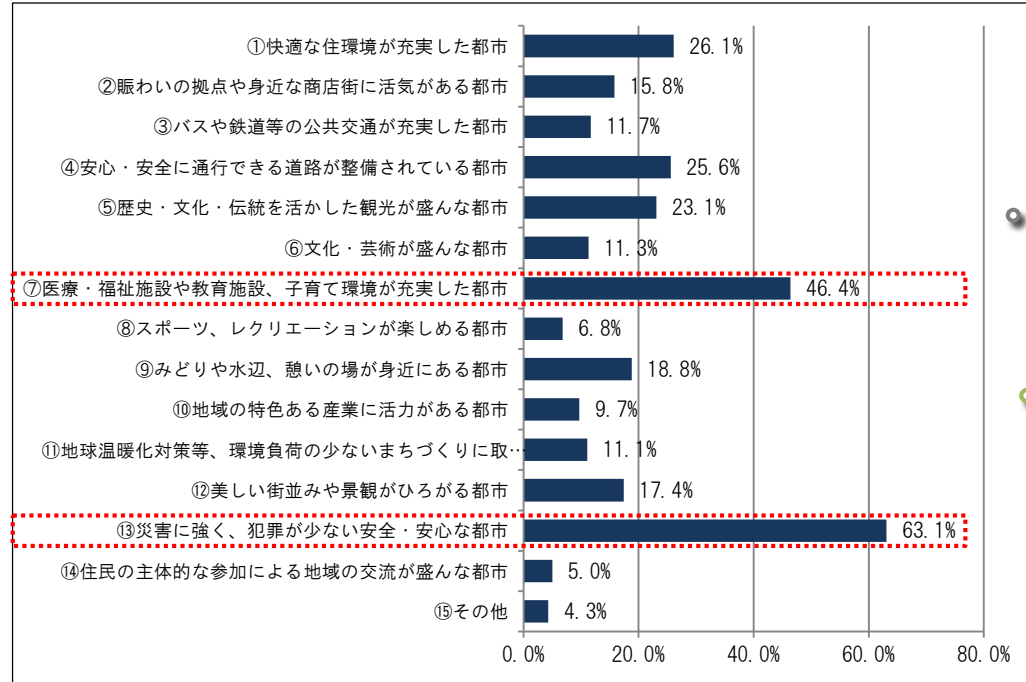
観光・買い物等で区内を訪れる人が増加

目的別台東区へ訪れる人員数推移 (区内移動を含む)



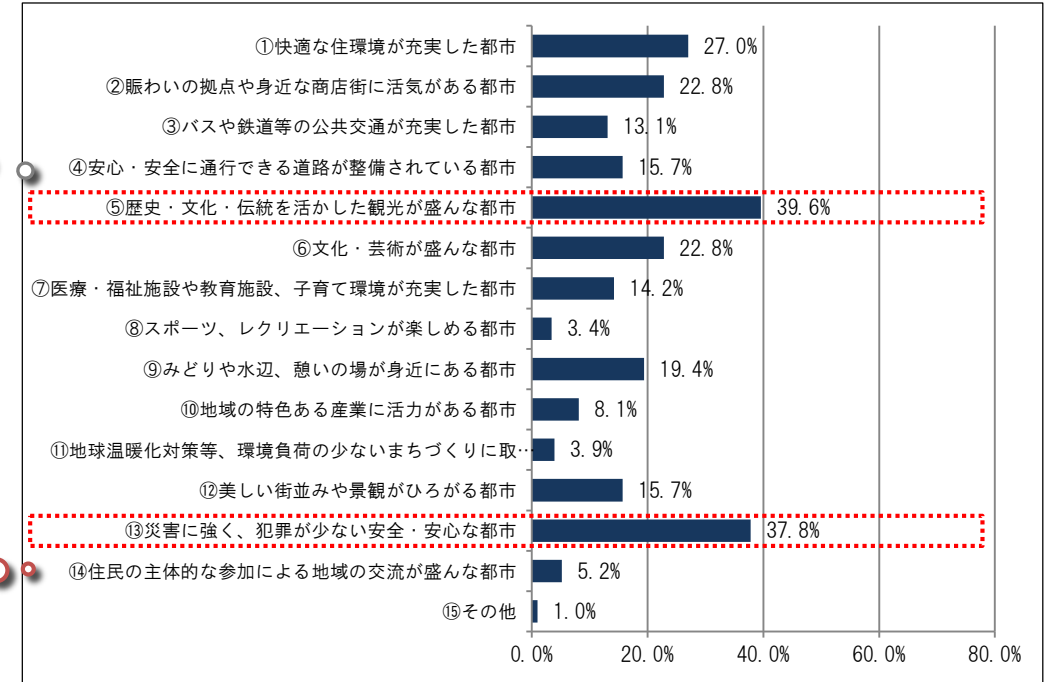
都市圏パーソナリティ調査より作成

台東区の将来都市像に関する調査結果
 (質問項目：台東区のまちづくりは今後どのような方向に発展するのが望ましいか)
 (区内居住者/回答数575/3つ回答)



台東区の将来都市像に関する調査 (台東区/平成28年)

台東区の将来都市像に関する調査結果
 (質問項目：台東区のまちづくりは今後どのような方向に発展するのが望ましいか)
 (区外居住者/回答数381/3つ回答)



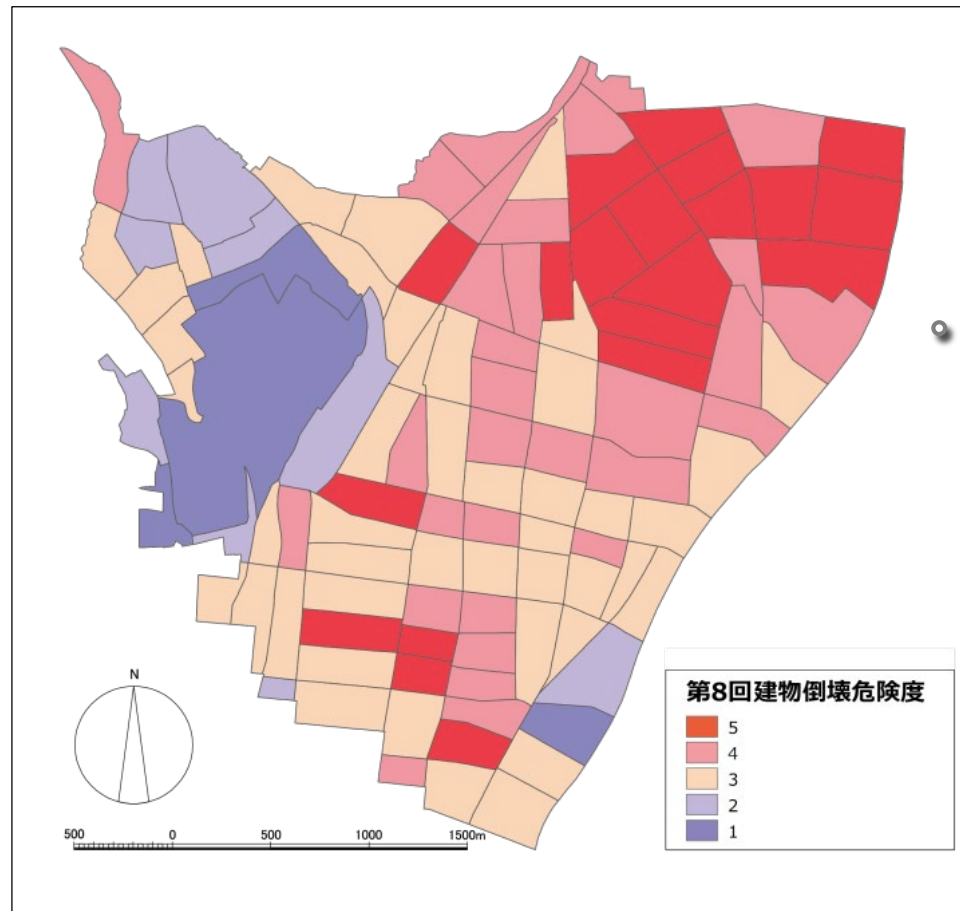
台東区の将来都市像に関する調査 (台東区/平成28年)

区内居住者・区外居住者ともに、「災害に強く、犯罪が少ない、安全・安心な都市」と回答した人が多い

区内居住者は「医療・福祉や教育施設、子育て環境が充実した都市」と回答した人が多い

区外居住者は、「歴史・文化・伝統を活かした観光が盛んな都市」と回答した人が多い

建物倒壊危険度 (第8回)



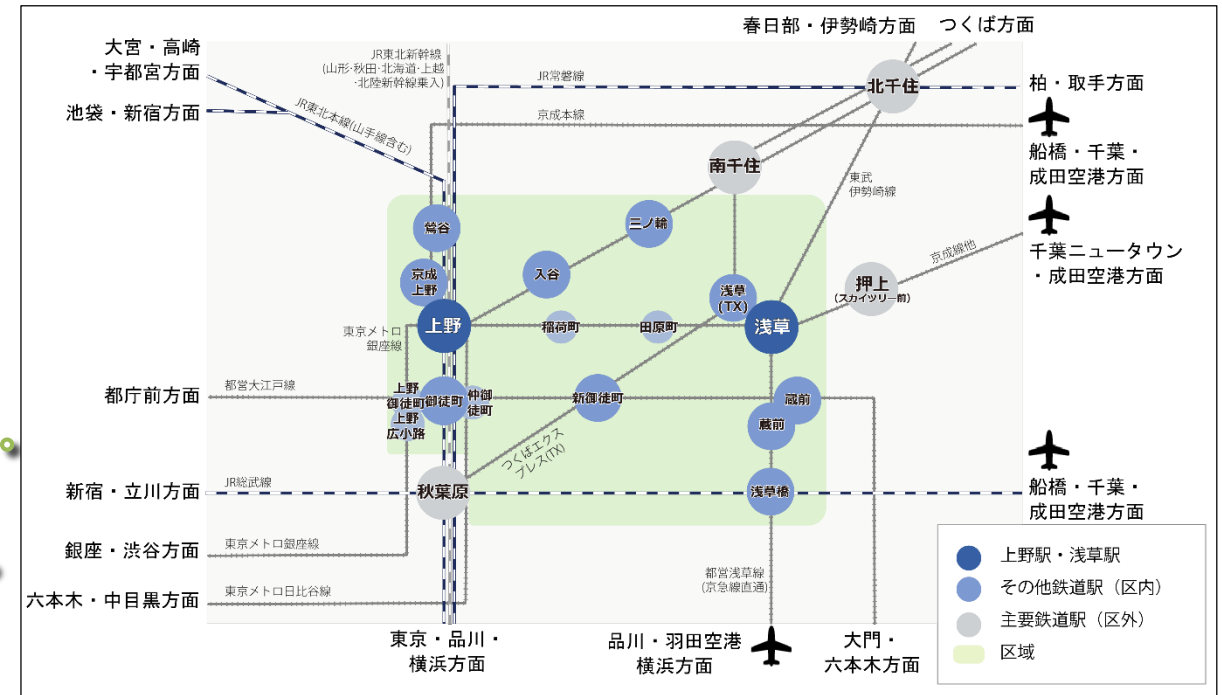
地震に関する地域危険度調査 (第8回) (東京都/平成30年)

北部地域を中心に建物倒壊危険度が高い南部地域にも一部高い地域がある

都心へのアクセス性に優れ、通勤・買い物などの利便性が高い

空港からのアクセス性や新幹線等による広域アクセス性が高い

広域ネットワーク図



台東区作成

第3章 台東区が目指すべきまちの姿

1 将来像・基本目標・将来イメージ(本編P3-2~)

- 台東区基本構想で示す将来像・基本目標を実現するために、都市計画マスタープランの将来像・基本目標として設定
- 地域特性に応じたひとのいとなみを意識したまちづくりの将来イメージを提示

■ まちづくりの将来像・基本目標

世界に輝くひとまちたいとう

- あらゆる世代が生涯にわたって成長し輝くまちの実現
- いつまでも健やかに自分らしく暮らせるまちの実現
- 活力にあふれ多彩な魅力が輝くまちの実現
- 誰もが誇りや憧れを抱く安全安心で快適なまちの実現



■ まちづくりの将来イメージ(案)

世界に輝く魅力
があるまち

歴史や文化、多彩なまちの
魅力が、人々を惹きつける

伝統と
チャレンジが
生み出す
活力が
あふれるまち

江戸から続く
多様性が
あるまち

みどりが
まちに溶け込む
快適なまち

いとなみを
支える
安全安心なまち

たとえば...

上野、浅草等をはじめ、特色ある諸機能の集積により、居住者、通勤・通学者、来街者等の増加と交流が活発化し、絶えず賑わい、新しい価値が生まれている

様々な生活様式やワークスタイル、価値観が展開され、歴史・文化の良さと時代に対応した新たなコミュニティが併存する

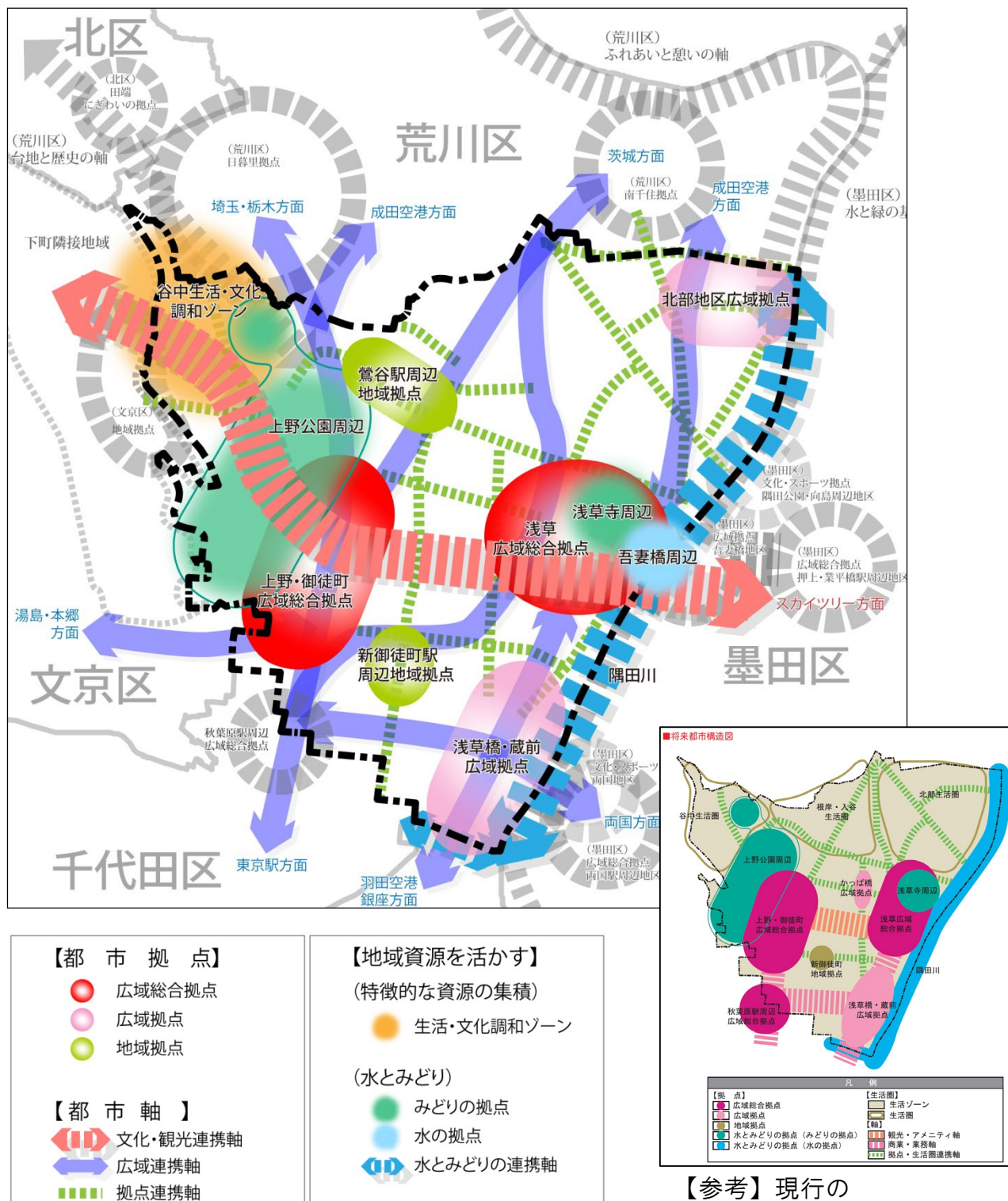
上野公園、不忍池、隅田川などの貴重な自然環境と、身近なみどりが都市活動と融合したうるおいにあふれている

地域性を反映した防災まちづくりが進み、「自助」「共助」「公助」一体による、まちの魅力を支える安全性が高まっている。

2 将来都市構造(本編P3-4~)

- 台東区の将来のまちづくりを実現していくために、まちの成り立ちや生活を前提として、地域の個性を活かしながら、活力と魅力を高めていくために『望ましいまちの姿＝将来都市構造』を提示し、魅力あるまちづくりを進める。

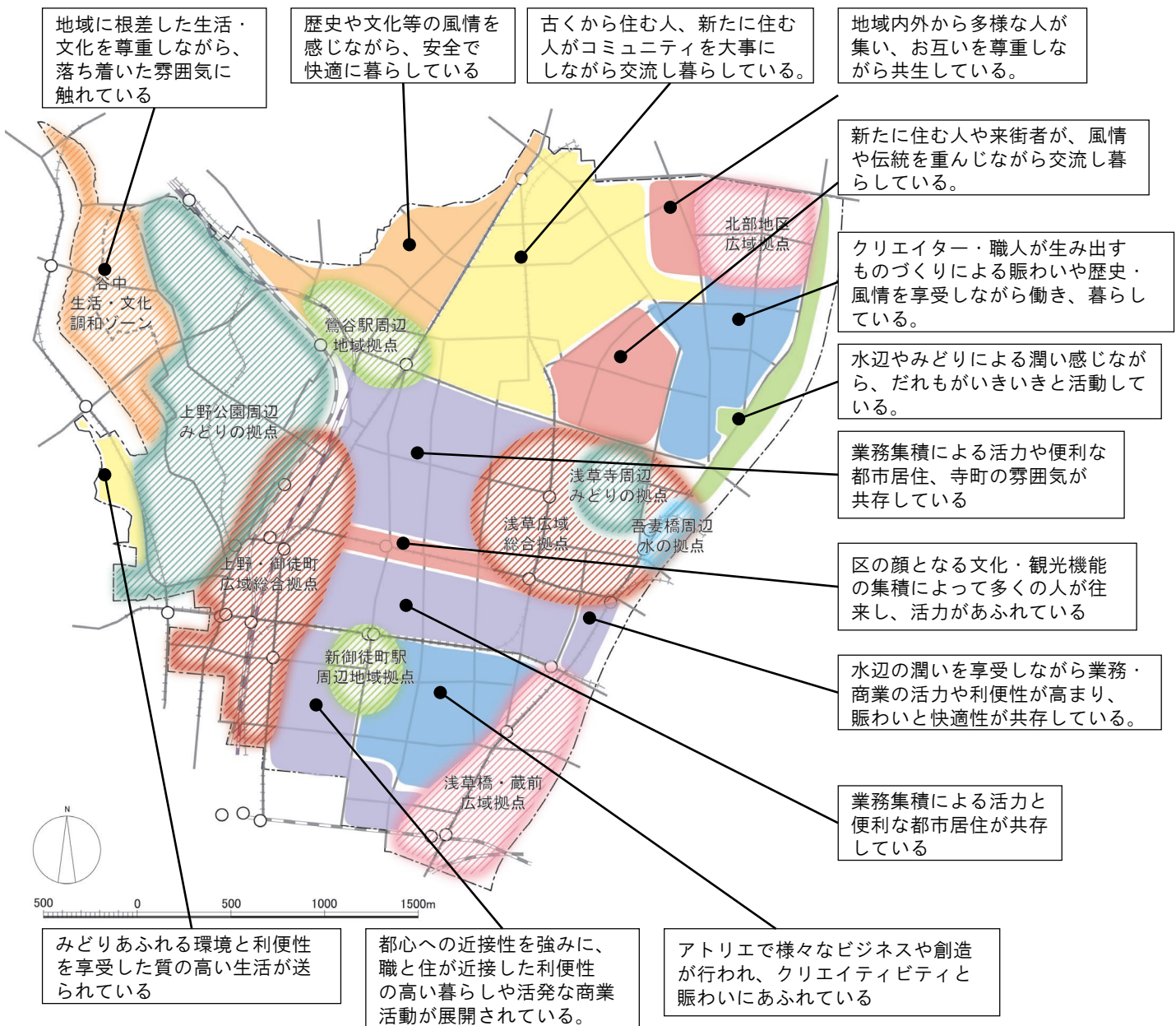
■ 将来都市構造図(案)



3 将来地域像(本編P3-8~)

- 台東区の将来のまちづくりを実現していくために、それぞれの地域のまちの使い方・人の活動を含むエリアのビジョンを提示することにより、魅力あるまちづくりを進める。

■ 将来地域像 (案)



4 土地利用の方針(本編P3-10~)

- 各地域の特性とまちの連続性や居住環境の一体性等を考慮し、基本的な7つの土地利用区分をベースとし、さらに地域の特徴を強化する土地利用を階層的に重ね土地利用の方針とする。

■ 土地利用方針図(案)



基本的な土地利用区分	特色を強化するエリア
商業・業務地	文化・観光・都市機能集積エリア
近隣商業地	特色のある賑わいエリア
沿道機能集落地	歴史・文化エリア
都市型複合市街地	ものづくりエリア
都市型住宅地	
生活・文化調和住宅地	
水・みどり	

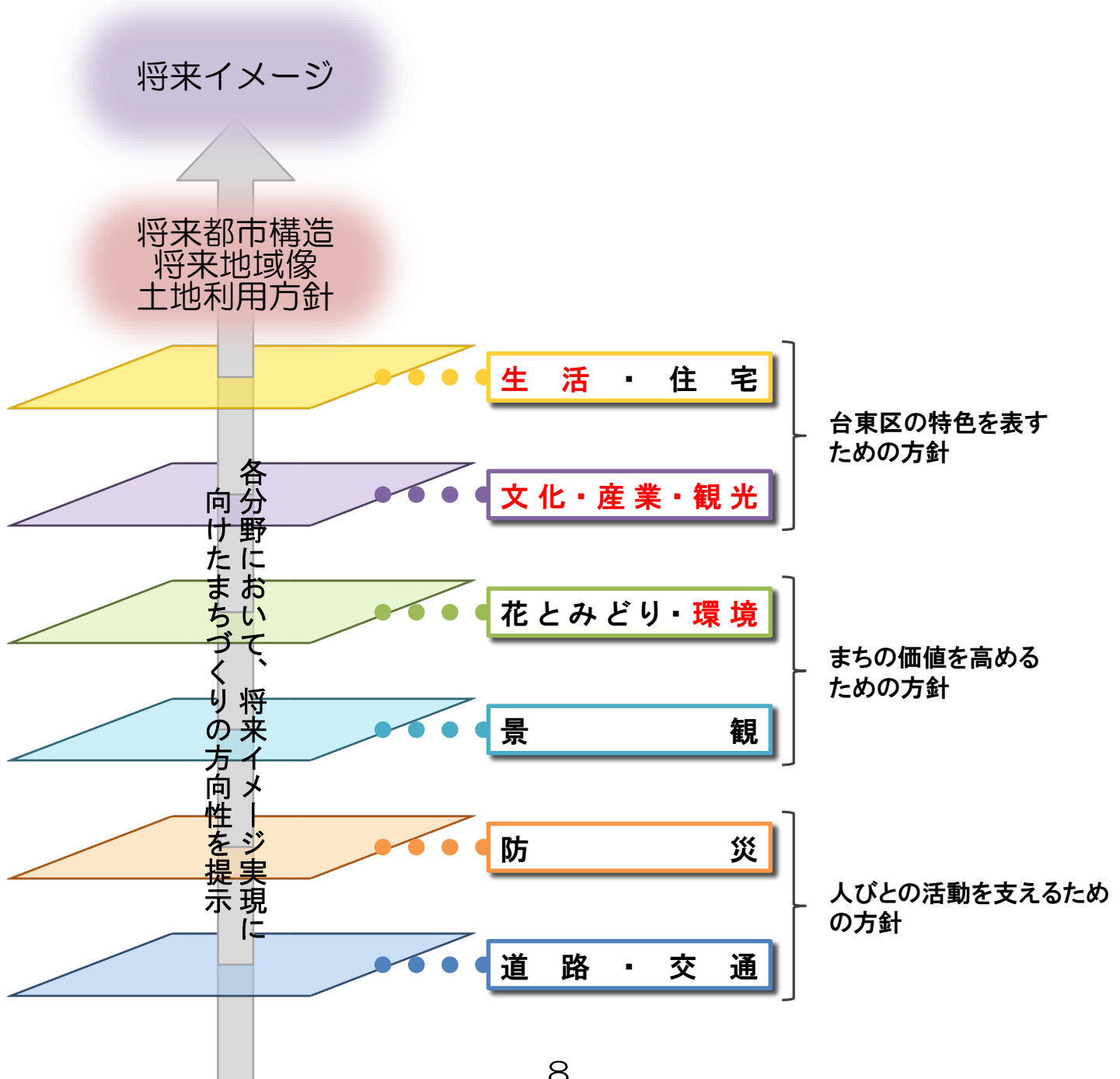


【参考】 現行の
土地利用方針図

第4章 分野別まちづくり方針

基本的な考え方(P4-1)

- 「生活・住宅」「文化・産業・観光」「花とみどり・環境」「景観」「防災」「道路・交通」の6分野において、まちづくりの方向性を提示する。
- ※ 土地利用の方針は、将来都市像の根幹をなすものであることから、「第3章：台東区が目指すべきまちの姿」へ記載場所を変更
- ※ 生活の質の向上に資するまちづくりを推進するため、「生活」の視点を追加
- ※ 台東区の個性である文化・産業・観光と連携したまちづくりをより一層推進するため、「文化・産業・観光まちづくり方針」を追加
- ※ 低炭素まちづくりを積極的に推進するため、「環境」の視点を追加



生活・住宅まちづくり方針 (本編P4-2~)

■ 生活・住宅まちづくりの将来イメージ (案)

だれもがいきいきと暮らし続けられるまちづくり

■ 生活・住宅まちづくり方針の基本的な考え方 (案)

● 魅力的な住環境の創出

- ✓ 地域特性と景観に配慮した魅力的な住環境を形成する。
- ✓ 歴史・伝統・情緒等を活かし、居住機能と産業機能の共存等、各種機能が調和した個性ある住環境の形成を進める。
- ✓ 空き家の適正管理を推進し、既存ストックの流通促進を図る。

● 生活利便性の高い住環境の形成

- ✓ 生活利便性の向上に資する生活利便施設の立地を誘導する。

● 質の高い住宅づくりによる多様な人の定住を促進する住宅の誘導

- ✓ 質の高い住宅づくりを誘導するとともに、多様な人が生活し、住み続けられるように、安心・快適な住まいの誘導・供給、住環境の形成を図る。
- ✓ 高齢者や障害者などが安心して住み続けられる環境、子育て世帯の定住を促す環境を誘導する。

● 地域の生活の拠点となるコミュニティの場づくり

- ✓ コミュニティの場づくりにより、災害・犯罪に備えた地域力の向上を推進する。

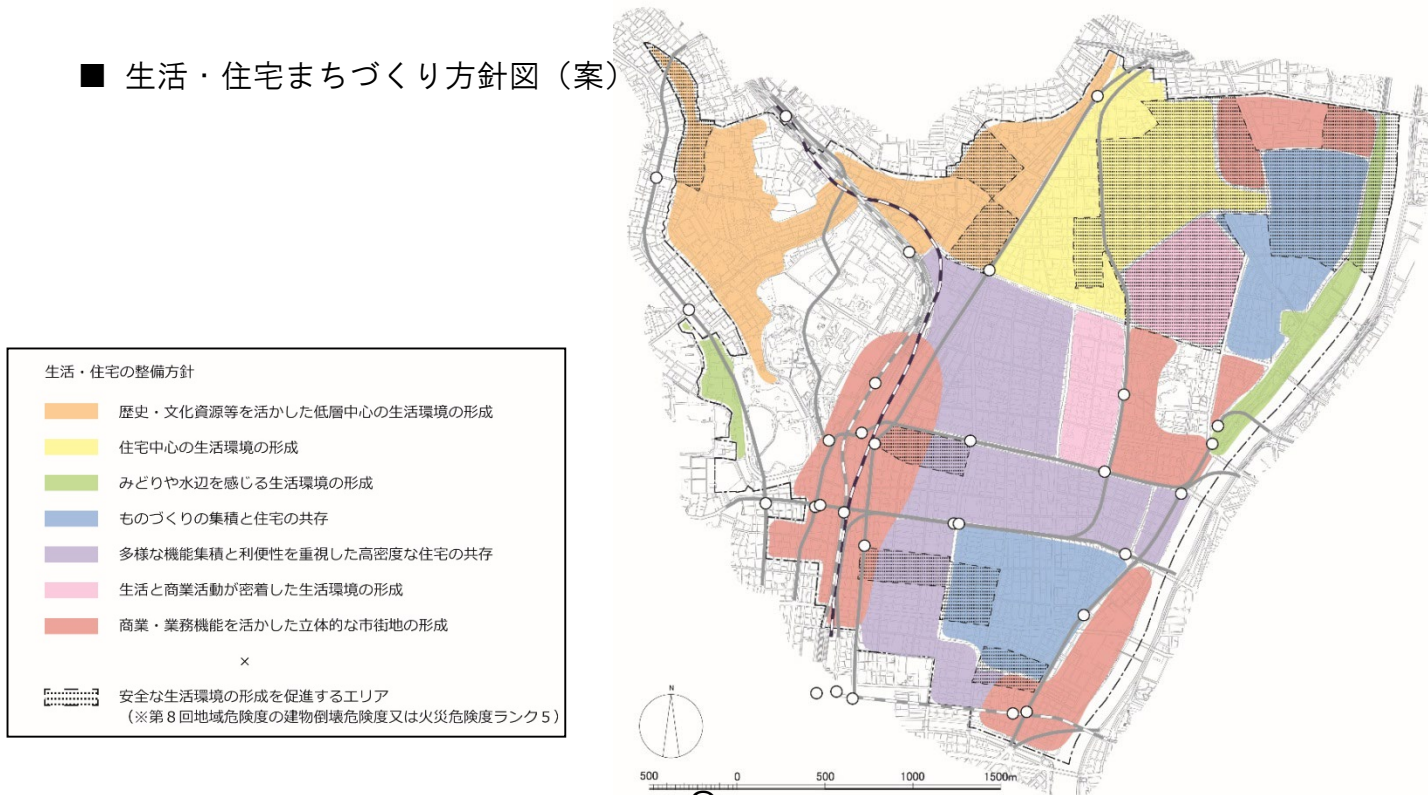
● 健康まちづくりに資する生活環境の形成

- ✓ 医療・福祉等、健康に欠かせない施設への安全・快適な空間・経路の整備を進めるとともに、歩いて暮らせる環境を整備し、人々が健康に生活できる環境を形成する。

● 質の高いマンションの維持

- ✓ マンションの適正な管理の促進や耐震化・長寿命化を推進し、安全で快適な住環境の形成を図る。

■ 生活・住宅まちづくり方針図 (案)



文化・産業・観光まちづくり方針 (本編P4-6~)

■ 文化・産業・観光まちづくりの将来イメージ (案)

歴史・賑わいを継承し、生み出すまちづくり

■ 文化・産業・観光まちづくり方針の基本的な考え方 (案)

● 歴史・芸術・文化資源を活かしたまちづくりの推進

- ✓ 歴史的資源や世界文化遺産など、世界に誇る文化・歴史資源を活かしたまちづくりを進める。
- ✓ 台東区の魅力である歴史・芸術・文化資源を、ハード・ソフト両面から活用したまちづくりを進める。

● 商店街の活性化と活用

- ✓ 既存ストックを活用し、コミュニティの場づくりを推進するとともに、地域特性を活かした商店街の活性化を図る。

● 新たな産業や起業を支える場づくりによるまちの魅力向上

- ✓ ものづくりの活性化を図り、新たな試みにチャレンジできる場づくりを推進することにより、新たな産業の創出、産業集積によるまちの活力向上につなげる。
- ✓ 台東区のブランド価値の向上、観光や伝統産業の振興により、まち全体の魅力を高める。

● 文化・産業と連携した商業・業務機能の強化

- ✓ 台東区らしさを活かし、文化・産業と連携した賑わいの強化と広がりをめざし、拠点的な商業・業務集積の誘導、周辺地域との連携を図る。

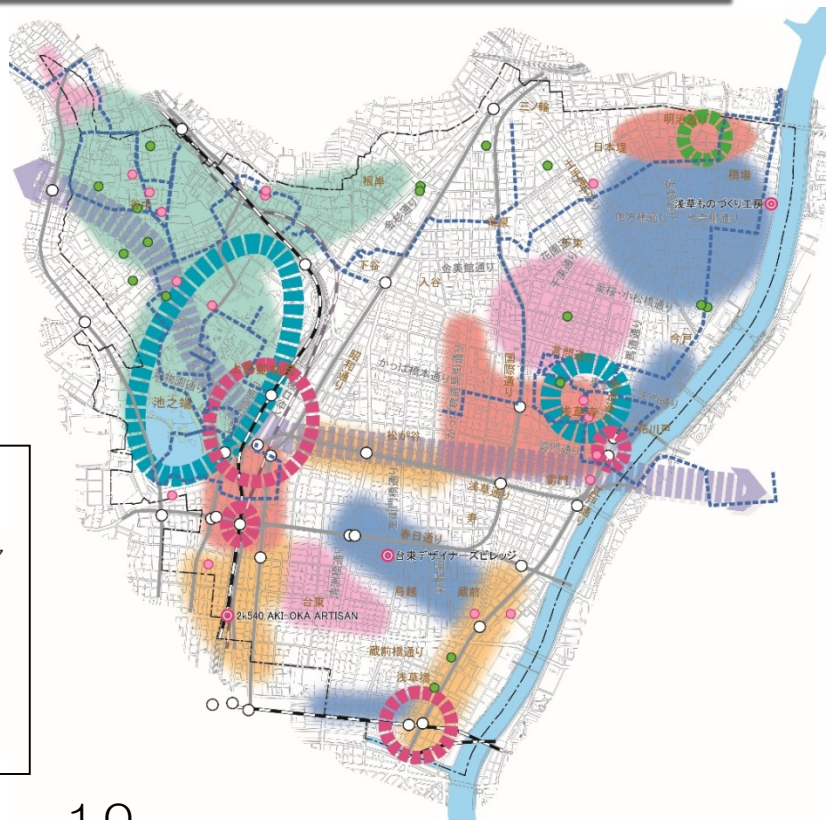
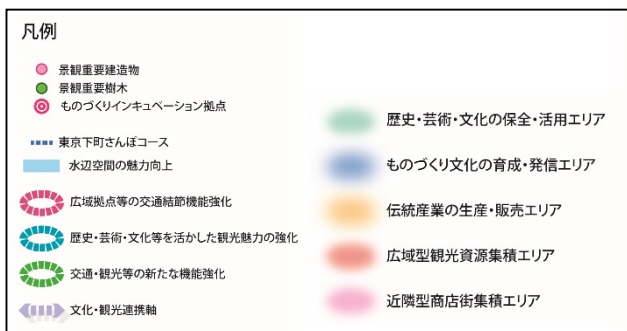
● まちの魅力発信と多くの来街者を受け入れる環境の充実

- ✓ 観光資源の活用と魅力発信により、高い魅力を有する国際観光都市としての持続的な発展をめざす。

● 観光と居住の調和

- ✓ 居住、業務、観光などの様々な活動の受け皿として、住む人、働く人、訪れる人にとって居心地のよい環境を整備する。

■ 文化・産業・観光まちづくり方針図 (案)



花とみどり・環境まちづくり方針 (本編P4-10~)

■ 花とみどり・環境まちづくりの将来イメージ (案)

花とみどり・水に囲まれた潤いを感じるまちづくり

■ 花とみどり・環境まちづくり方針の基本的な考え方 (案)

- **みどりの拠点の形成とまちなかとの一体化**
 - ✓ 歴史的・文化的なみどりを保全するとともに、風格あるみどりの拠点、骨格的なみどりを形成する。
 - ✓ 水とみどりの拠点、点在する寺社等のみどりをつなぎ、連続性を確保する。
- **親水性の高い水辺空間の整備**
 - ✓ 隅田川、神田川、不忍池を潤いとやすらぎの空間として整備し、規制緩和や民間活力を用いて水辺空間の活性化を図るなど、まちづくりに活用する。
- **自然的要素を活かした水とみどりの形成**
 - ✓ 台地や崖線の斜面や水辺空間における水とみどりを活用し、魅力の高い景観形成を図る。
- **多様な活動・利用を可能となる公園等の活用**
 - ✓ 防災機能、健康づくり機能などの多様な活動を支える場としての公園整備・緑化を推進する。
 - ✓ 区民が主体となって活動する緑化活動の支援等により、みどりの保全・創出を進める。
- **コミュニティを育むツールとしての花とみどりの活用**
 - ✓ 地域のコミュニティを形成するツールとして、花とみどりを積極的に活用し、住民参画による緑化活動を推進する。
- **身近なみどりの整備**
 - ✓ 身近な公園が不足している地域では、地域の魅力を高める新たな公園整備を検討する。
 - ✓ 区内に点在する寺社等のみどりの保全を図るとともに、建物の更新とあわせたまどりの増進を図り、潤いの広がる市街地を形成する。
- **地球環境に配慮したまちづくり**
 - ✓ エネルギーの面的利用、建物の省エネルギー化、交通における環境負荷の低減などにより、多方面にわたり環境まちづくりを推進する。

■ 花とみどり・環境 まちづくり方針図 (案)



景観まちづくり方針 (本編P4-14~)

■ 景観まちづくりの将来イメージ (案)

個性豊かな街並みが人々を惹きつけるまちづくり

■ 景観まちづくり方針の基本的な考え方 (案)

● 台東区を代表する、風格ある景観形成

- ✓ 各拠点の地域特性をふまえた風格ある景観形成を図る。
- ✓ シンボルとなる通りの景観形成を進めるとともに、道路景観と調和する沿道建物を誘導し、一体性、連続性のある通りの景観形成を進め、まちの特徴づけを図る。

● 景観資源を活かした景観づくり

- ✓ 区内に存在する歴史・文化資源などの多様な景観資源を保全するとともに積極的にまちづくりに活かし、まちの個性や生活に応じた景観づくりを進める。
- ✓ 祭りや地域行事等を活かした景観形成を図る。

● 自然資源を活かした景観形成

- ✓ 緑地や水辺空間などの自然資源を活かした景観形成を推進する。

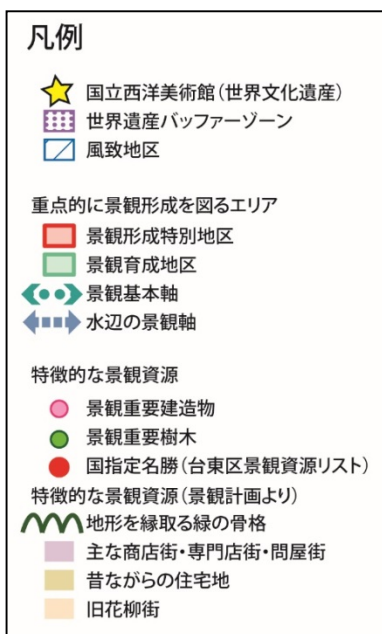
● 伝統と賑わいの演出による、人を引き付ける景観形成

- ✓ 様々な人が住み、活動・交流する場としての賑わいを演出する景観形成を図る。
- ✓ 商店街の賑わいの連続性を維持し、回遊性向上に資する景観を形成する。

● 地域の愛着、誇りをうみだす景観の形成

- ✓ 地域への愛着、誇りがもてる、風情や落ち着いたきのある景観形成を図る。

■ 景観まちづくり方針図 (案)



防災まちづくり方針 (本編P4-18~)

■ 防災まちづくりの将来イメージ (案)

様々な災害から生活・文化を守るまちづくり

■ 防災まちづくり方針の基本的な考え方 (案)

● 平常時・災害時における防災機能の確保と充実

- ✓ 災害時に円滑に活動できるよう、平常時から防災活動拠点の整備・充実を進める。
- ✓ エリアマネジメントの一環として防災まちづくりを推進し、エリア防災をきっかけにしたまちのブランド向上を図る。
- ✓ 防災船着場などの水とみどりの資源を活用し、防災機能を確保する。

● 来街者の多い地域での総合的な防災対策の推進

- ✓ 来街者の多い地域では、災害時に帰宅困難者対策など一時滞留や避難などができる体制づくりを進める。
- ✓ だれもが災害時に迅速に安全な場所に避難できるよう、多言語での防災情報提供など、ユニバーサルデザインの防災対策の推進を図る。

● 災害時にもまちの機能が継続できるまちづくりの推進

- ✓ 業務・商業・行政機能が集積するエリアにおいては、緊急時にも利用可能なエネルギーシステムの導入、BCPの策定等による、災害時にも活動できるまちの形成を目指す。

● 市街地の総合的な防災性の向上

- ✓ 防災生活圏の形成による「燃え広がらないまちづくり」、沿道の建物の耐震化・不燃化による「倒れないまちづくり」、木造住宅密集地の不燃化や建て替えの促進による「燃えないまちづくり」をめざし、基盤整備とともに市街地の総合的な防災性の向上を図る。

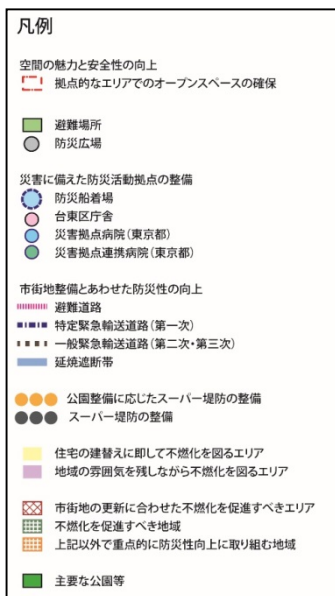
● 水害に強いまちづくりの推進

- ✓ 下水道、道路などの老朽インフラ更新、建物の水害対策を図るとともに、集中豪雨に備えた大規模河川周辺や急傾斜地における水害対策を推進する。

● 震災復興まちづくりの推進

- ✓ 災害が発生した場合、計画的に都市復興が実行できるよう、平常時から復興体制づくりを推進する。

■ 防災まちづくり方針図 (案)



道路・交通まちづくり方針 (本編P4-24~)

■ 道路・交通まちづくりの将来イメージ (案)

多様な人々の活動を支えるまちづくり

■ 道路・交通まちづくり方針の基本的な考え方 (案)

● まちの個性を活かした交通空間整備・活用

- ✓ まちづくりと連動した道路空間の活用により、まちの魅力や賑わいをより一層高める。
- ✓ 道路の機能、沿道地域の特性や環境を考慮しながら、人々の多様な活動や地域コミュニティを支える場として、道路空間の活用を検討する。

● だれもが歩いて暮らせる交通まちづくりの推進

- ✓ 安全で快適な歩行者空間を確保し、歩行者ネットワークを充実するなど、回遊性の向上や健康まちづくりにつながる交通まちづくりを推進する。
- ✓ ひとと車の適正な分離を図り、誰もが安全に回遊できる空間を形成する。

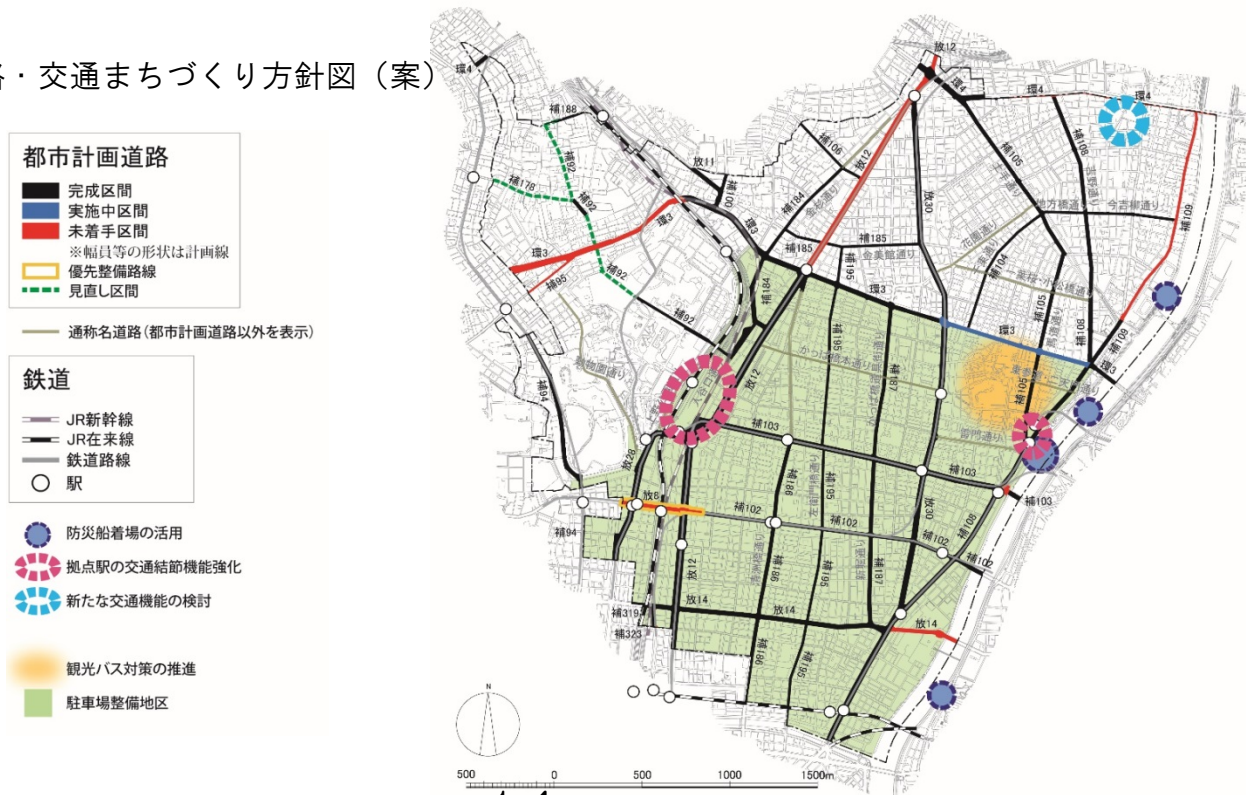
● 便利でひとと環境にやさしい公共交通等の充実

- ✓ 区域全域における交通利便性の向上を図る。
- ✓ 駅での乗り換え利便性の向上等により、交通結節機能の向上を図る。
- ✓ 舟運やシェアサイクルなど、公共交通を補完する交通手段をより活用する。

● 多様なニーズに応じた交通手段の利用促進

- ✓ 自転車やカーシェアリング等、誰もが、いつでも、手軽に使える、多様なニーズに応じた交通手段の利用を促進する。

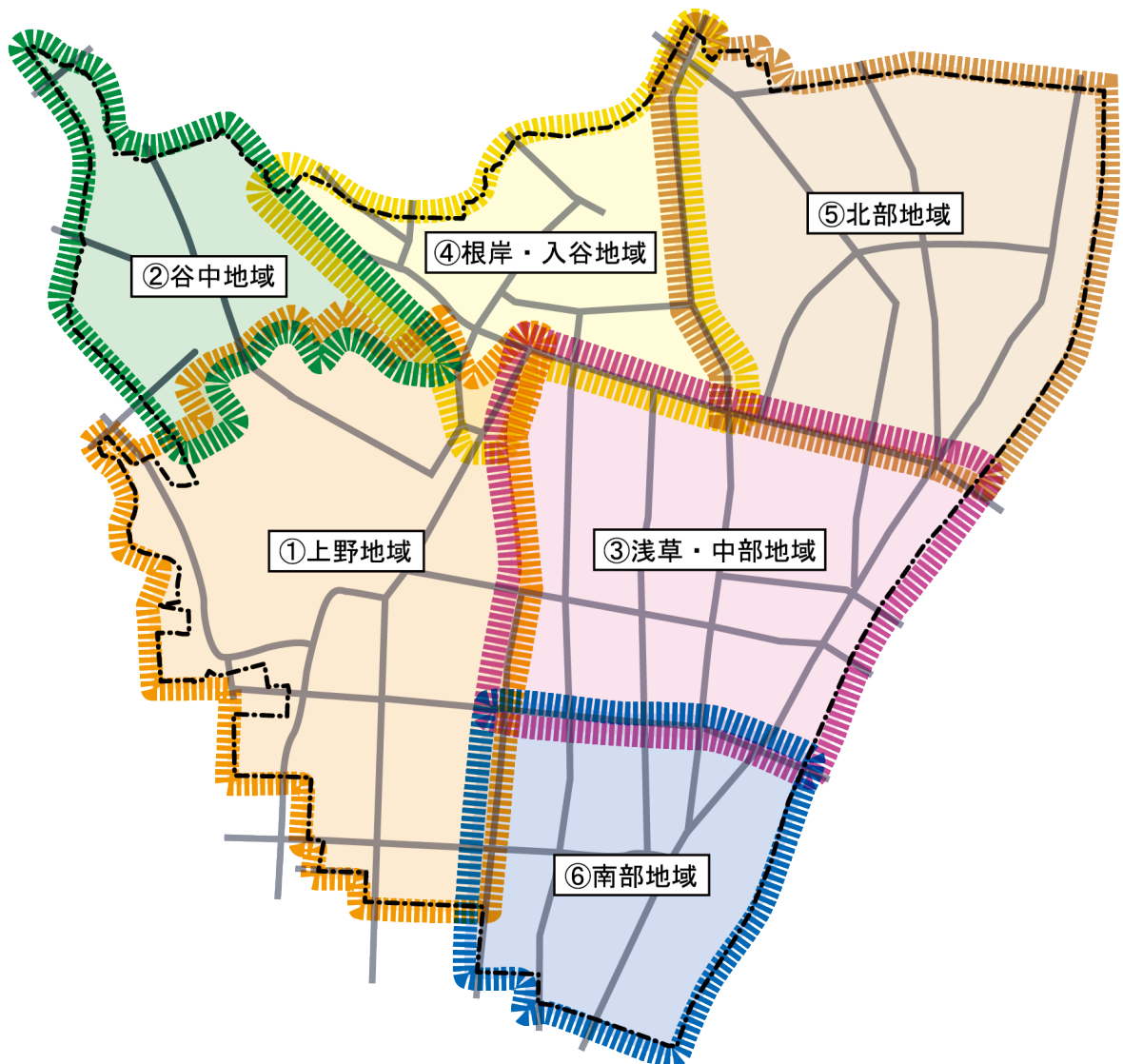
■ 道路・交通まちづくり方針図 (案)



第5章 地域別まちづくり方針

基本的な考え方(本編P5-1)

- 台東区の歴史や伝統等を基本としたまちづくりを進めていくためには、まちづくりの主役となる多様な主体の参画のもと、まちづくりを自分たちの身近な問題として認識し、協働してまちづくりを考えていくことが必要不可欠である。
 - そのためには、多様な主体にとってなじみやすい地域区分を行い、それぞれの地域の将来像を共有していくことが重要である。
 - 地域別まちづくり方針は地域の歴史・伝統、生活、土地利用等の状況を踏まえ、6つの地域区分を設定し、地域固有の特性や課題に応じたまちづくり方針を示す。
- ※ 地域特性に応じた水辺のあり方や市街地との一体性を示すため、現行のマスタープランに位置付けられている「水の拠点」は削除の上、「浅草・中部地域」、「北部地域」、「南部地域」において記載



上野地域 (本編P5-2~)

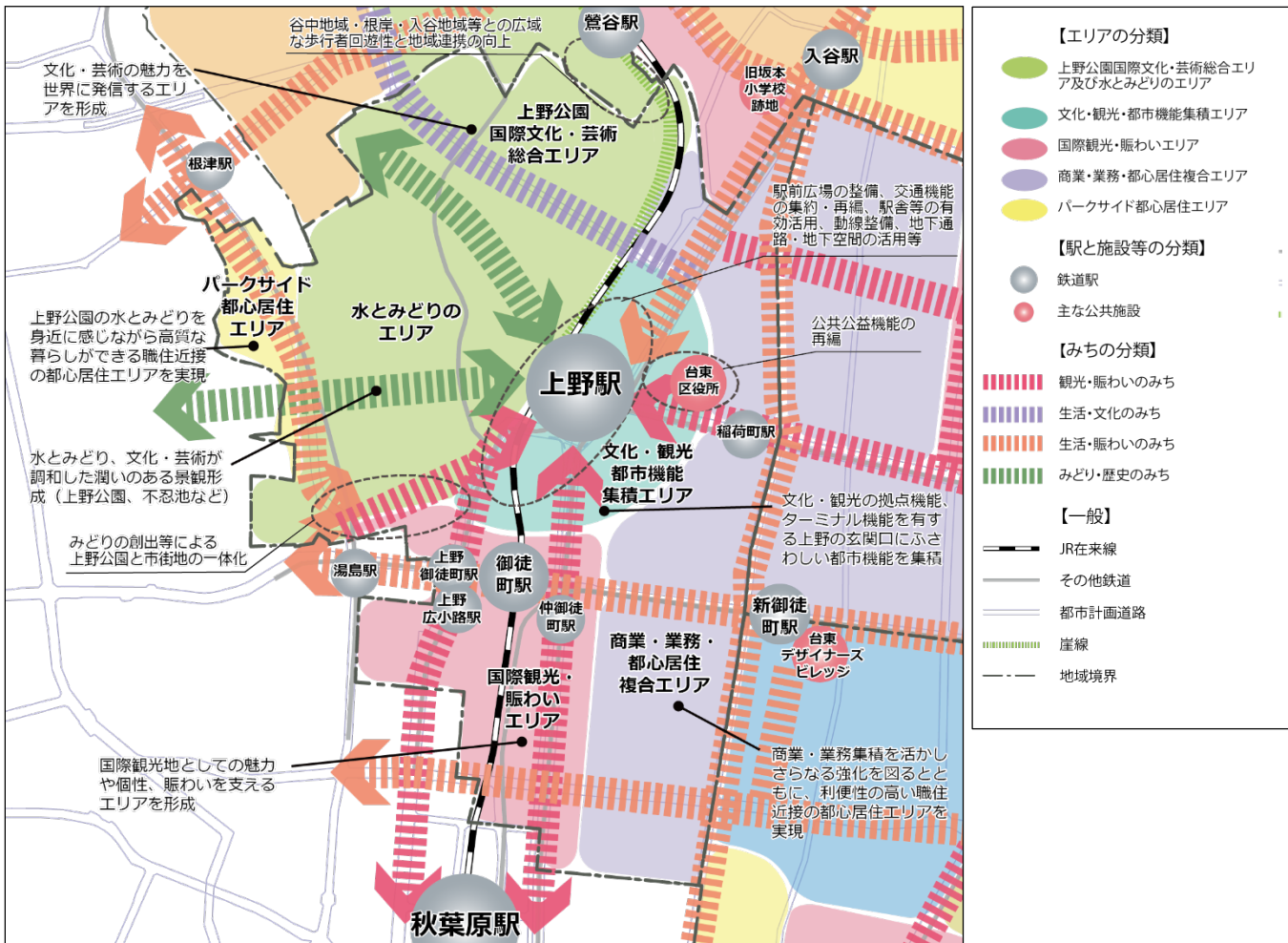
■ 上野地域の将来イメージ (案)

「文化芸術立国」を先導し
日本と世界をつなぐ文化・芸術のまち

■ 上野地域のまちづくり方針の骨子 (案)

- (1) 国際競争力を有する文化・芸術の創造発信拠点の形成
- (2) 地域の個性を活かした魅力向上と新たな賑わいの創出
- (3) 歩行者の回遊性向上と周辺地域との連携強化
- (4) 駅周辺における都市基盤の充実
- (5) 利便性の高い居住環境の創出と商店街の活性化
- (6) 総合的な防災力の高いまちの実現

■ 上野地域まちづくり方針図 (案)



谷中地域 (本編P5-8～)

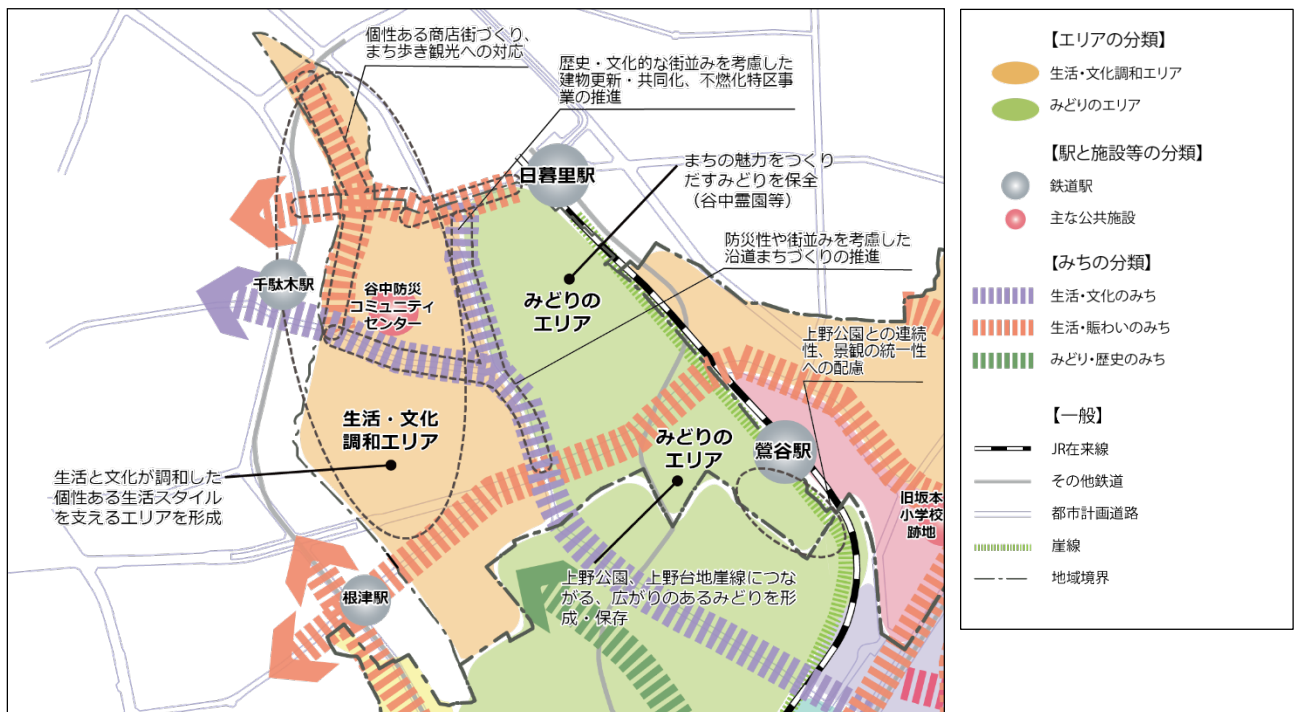
■ 谷中地域の将来イメージ (案)

歴史・みどりを引き継いだ
生活・文化を大切にするまち

■ 谷中地域のまちづくり方針の骨子 (案)

- (1) 歴史・文化・自然の中で人びとが交流する
生活・文化調和ゾーンの形成
- (2) 地域の歴史を引き継いだ防災性の高いまちづくりの推進
- (3) 広い空と豊かなみどりを感じることができる景観誘導
- (4) 暮らしやすい居住環境の維持・保全
- (5) 歩いて暮らす谷中の特性を考慮した道路整備

■ 谷中地域まちづくり方針図 (案)



浅草・中部地域 (本編P5-14~)

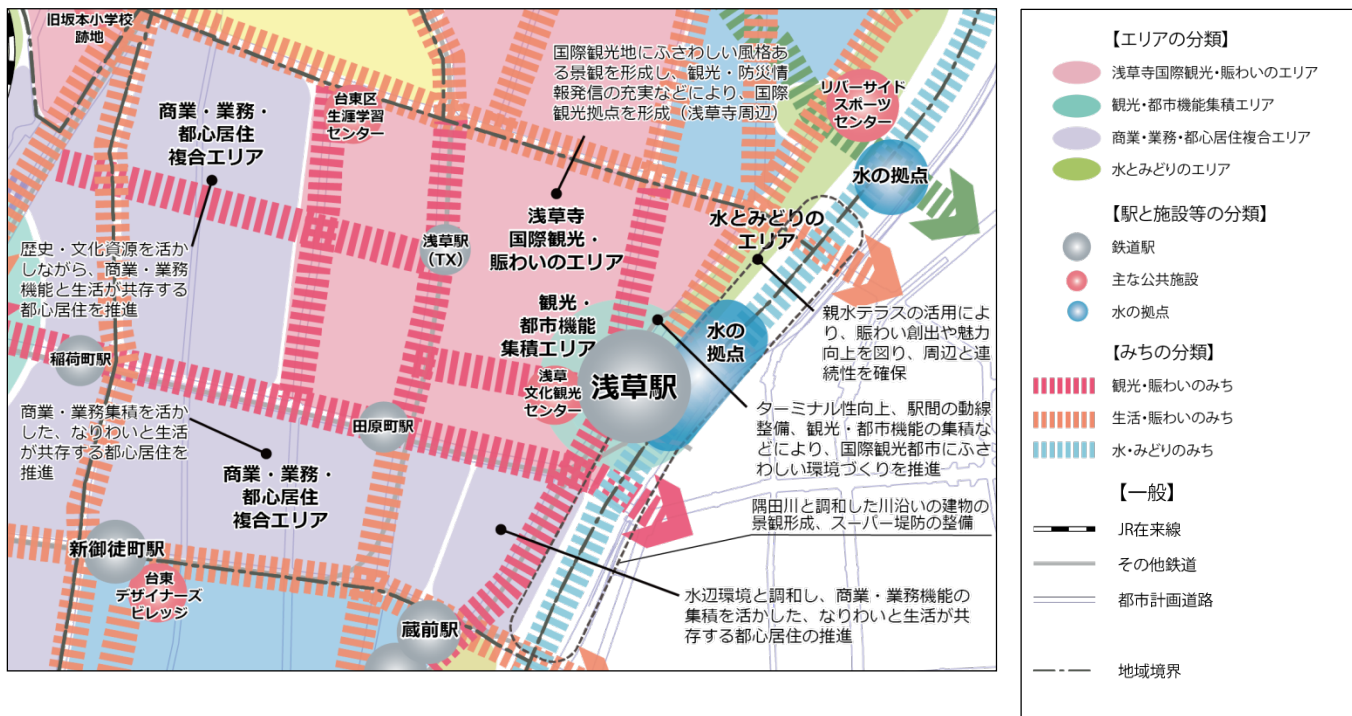
■ 浅草・中部地域の将来イメージ (案)

歴史・文化を育み
新たな賑わいを創造するまち

■ 浅草・中部地域のまちづくり方針の骨子 (案)

- (1) 国際観光都市浅草にふさわしいまちづくりの推進 (浅草寺周辺の景観形成等)
- (2) 防災性の高いまちづくり
- (3) 伝統ある文化を活かした活気と賑わいのある商業空間の整備
- (4) 歴史・文化にふれ賑わいが広がる歩行者ネットワークの形成
- (5) 隅田川を基調とした景観形成と親水性の向上
- (6) 江戸から続く歴史の風情を感じる街並みの形成
- (7) 観光や商業、居住等の機能が共生するまちづくりの推進

■ 浅草・中部地域まちづくり方針図 (案)



根岸・入谷地域 (本編P5-20~)

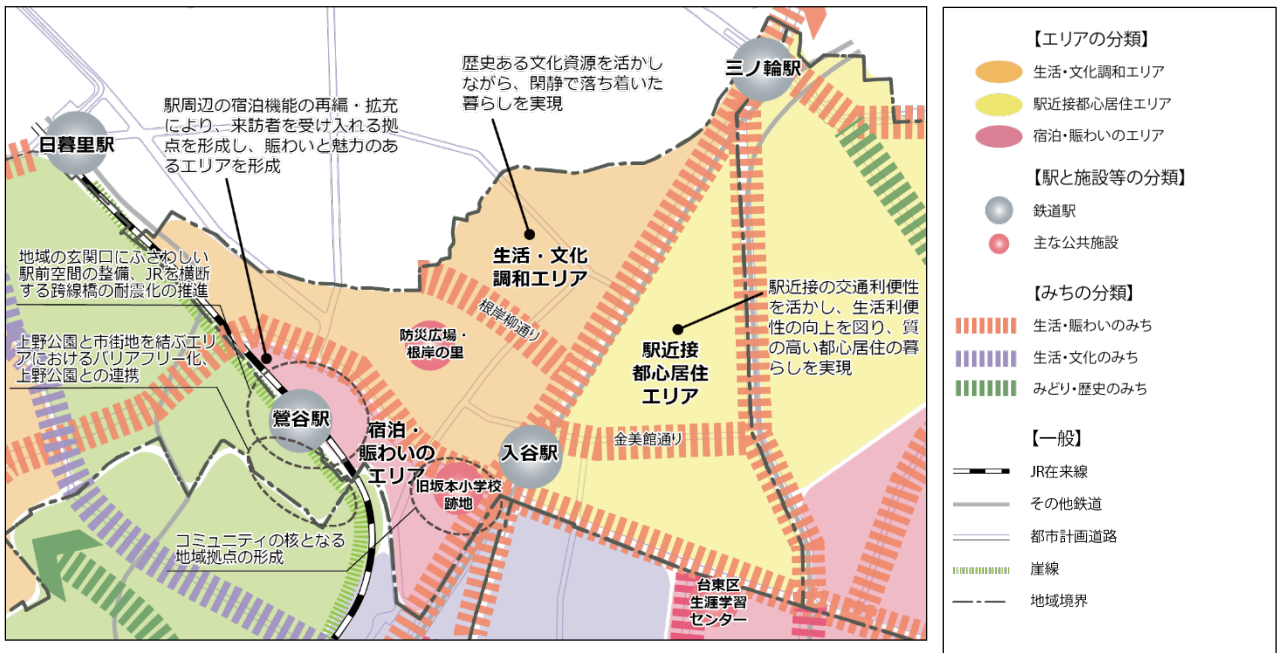
■ 根岸・入谷地域の将来イメージ (案)

歴史や文化の風情を
感じながら暮らすまち

■ 根岸・入谷地域のまちづくり方針の骨子 (案)

- (1) 閑静で落ち着いた生活圏とそれを支える地域拠点の形成
- (2) 快適で利便性の高い生活環境の整備
- (3) 来街者の受入れ機能の向上
- (4) 防災性向上と落ち着いた風情が両立するまちの形成
- (5) 寺社や文化資源を巡る歩行者ネットワークの充実とみどりの創出

■ 根岸・入谷地域まちづくり方針図 (案)



北部地域

(本編P5-26~)

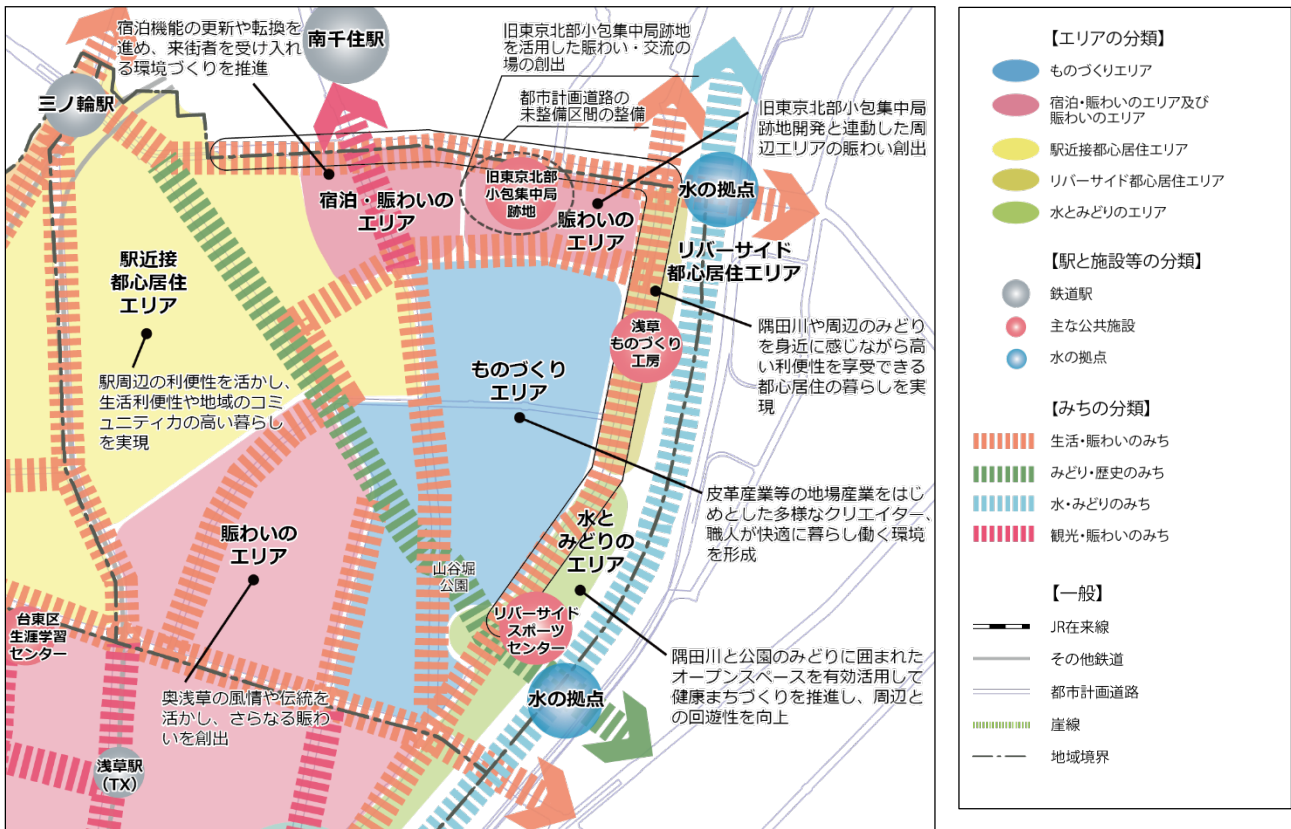
■ 北部地域の将来イメージ (案)

**人びとが共生し
住み働き続けられる便利なまち**

■ 北部地域のまちづくり方針の骨子 (案)

- (1) 地域拠点の形成と地域内外の回遊性向上による
総合的な都市機能の向上
- (2) 地域の個性を活かした多様な賑わいの創出
(宿泊機能・ものづくり等)
- (3) 地域コミュニティを大切にする住みやすい生活圏の形成
- (4) 地域の防災性の向上
- (5) 浅草との連続性を確保するみどりがあふれるネットワークづくり

■ 北部地域まちづくり方針図 (案)



南部地域 (本編P5-32~)

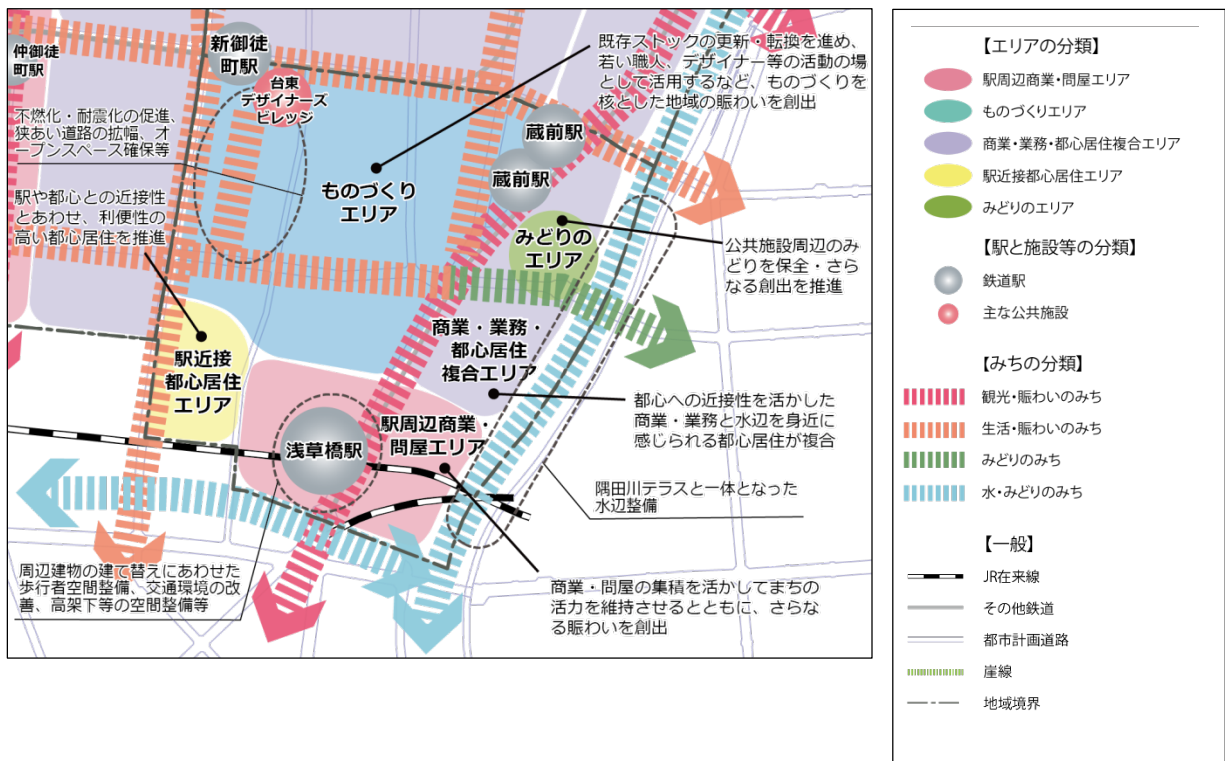
■ 南部地域の将来イメージ (案)

新しい職住近接スタイルを実現し、
次なる産業や価値観を生み育てるまち

■ 南部地域のまちづくり方針の骨子 (案)

- (1) ものづくりによる賑わいの創出と魅力向上
- (2) 利便性の高い魅力的な生活環境の創出
- (3) 回遊性の向上と賑わいの創出
- (4) 地域の防災性向上
- (5) 水とみどり、歴史と文化を感じる地域づくり

■ 南部地域まちづくり方針図 (案)



第6章 まちづくりの実現に向けて

1 協働によるまちづくりの推進(本編P6-2~)

- (1) 協働によるまちづくりの推進
- (2) まちづくりの主体と役割

- ▶ まちづくりにおいては、市民の価値観やニーズが多様化しており、多くの異なる意見を調整し、合意形成を図りながら進めていくことが重要
- ▶ まちづくりの主体は、様々な人々や組織が存在し、それぞれの役割を認識し、協働してまちづくりにかかわる



2 地域主体のまちづくりの推進(本編P6-4~)

- (1) 地域ごとのまちづくりの推進
- (2) 地域での組織化・ルールづくりへの支援
- (3) 地域からのまちづくりの提案の促進
- (4) 住民・企業等による地域の主体的な取り組みによるマネジメント組織

地域でのルールづくりのための制度

【地域での将来像の検討】

ex) 上野地区 谷中地区 北部地区

【ルールづくりのための制度】

ex) 地区計画、景観協定、緑化協定、建築協定 等

地域での組織づくりのための制度

【組織づくりのための制度】

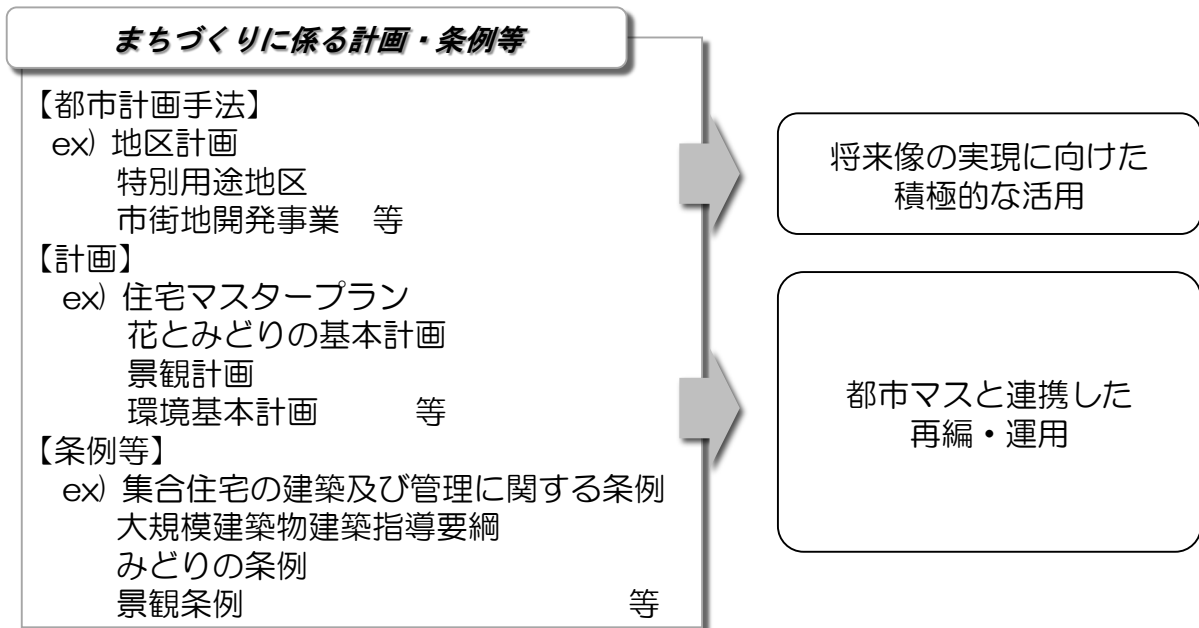
ex) 相談員派遣制度、都市再生推進法人、まちづくり会社 等



エリアマネジメントによるオープンカフェの実施例

3 まちづくりに係る制度の積極的な活用(本編P6-6)

- (1) 都市計画制度等の積極的な活用
- (2) 個別計画・関連条例・建築指導要綱との連携



4 まちづくりに係る情報の収集・共有(本編6-7)

- (1) 開発等の早期把握
- (2) まちづくりに係る資料の充実

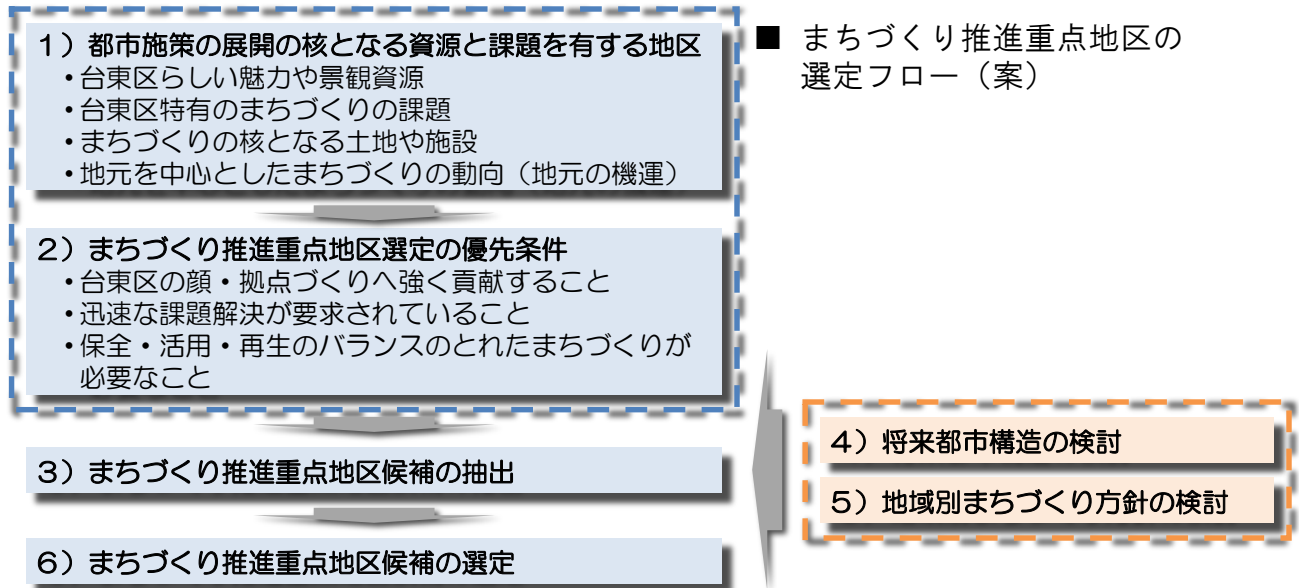
- 開発や建築等の早期把握ができる仕組みの検討
- 各種情報媒体の活用による、まちづくりの情報や基礎資料等の区民への積極的な提供
- まちづくりカレッジ等による、まちづくりについて学習する機会の提供や考えるきっかけづくり

5 都市計画マスタープランの適切な運用・評価・見直し(P6-7)

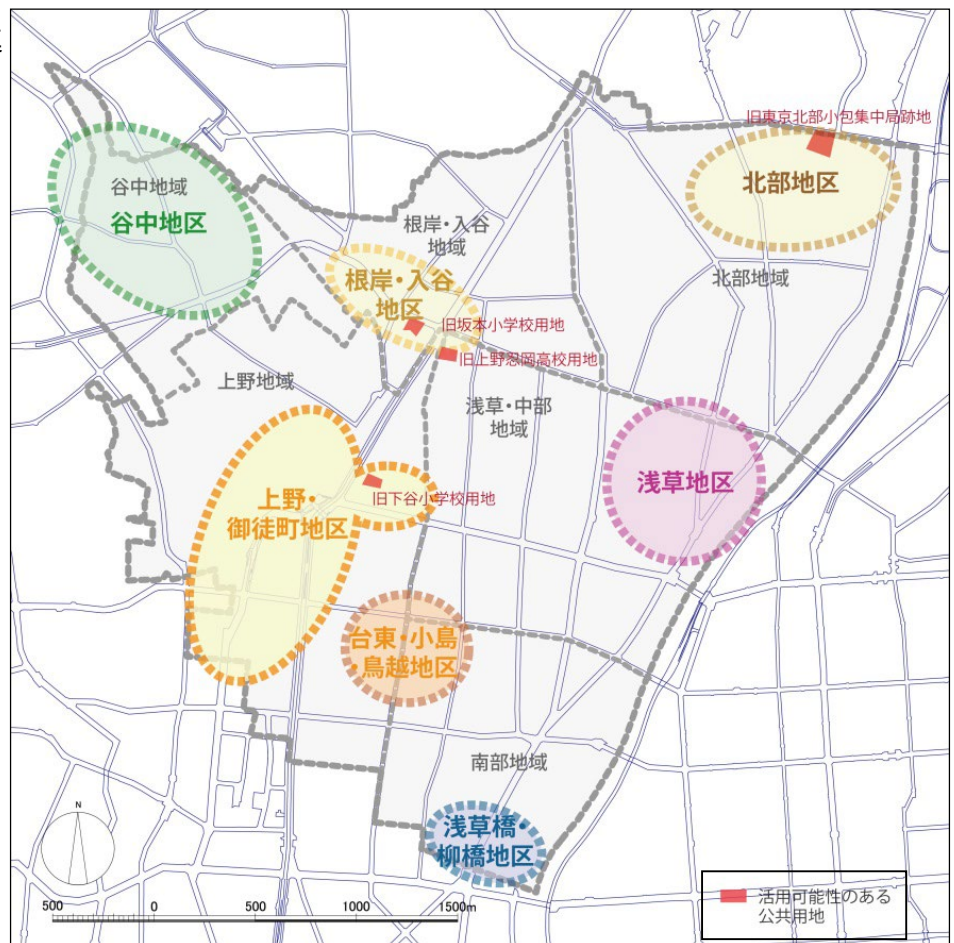
- 計画(Plan)、実施(Do)、評価(Check)、改善(Action)サイクルに基づいた施策、事業の見直しによる、有効性・効率性の評価と効果的な運用

6 まちづくり推進重点地区(本編P6-8~)

- 拠点性の向上やまちづくりの課題解決の必要性が高い地区として、まちづくり施策を集中的に投入する、まちづくり推進重点地区を設定する。
- これにより効果的な都市施策の実現を図るとともに、地域全体への波及効果も期待できる。



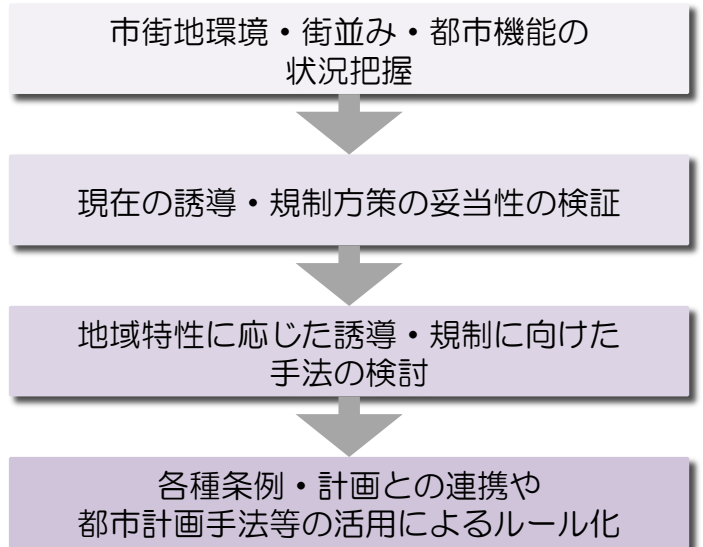
■ まちづくり推進重点地区（案）



7 まちづくりの実現に向けて(本編P6-11)

(1) 市街地環境・街並み・都市機能に係る状況調査の実施

- よりよい市街地環境の形成や様々な機能の調和を目指し、現在のまちの状況調査を実施するとともに、今後講ずべき適切な誘導・規制方策を検討する



- 市街地環境・街並み・都市機能に係る状況調査の検討フロー（案）

(2) まちづくりに係る総合的な条例の検討

- 制度の体系化・明確化を図り、魅力的なまちづくりを推進するため、まちづくりに係る総合的な条例の制定を検討する。

- まちづくりに係る総合的な条例のイメージ

